様式第１

入 会 申 込 書

（賛助会員用）

　　年 　　月 　　日

 一般社団法人 日本ＣＡＴＶ技術協会

 理 事 長 様

 貴協会の設立主旨に賛同し、賛助会員として入会を申込みます。

|  |  |
| --- | --- |
| 所 在 地 | 〒 |
| 会 社 名 | 印 |
| 代 表 者 | 役　職 |  | 氏　名 |  |
| E-mail |  |
| ホームページ | http:// |
| Ｔ Ｅ Ｌ |  | ＦＡＸ |  |
| 申込口数 | 口 |
| 連絡担当者ＣＡＴＶ窓口関係資料送付問い合わせ先 | 所在地 | 〒 |
| 役　職 |  | 氏　名 |  |
| E-mail |  |
| Ｔ Ｅ Ｌ |  | ＦＡＸ |  |
| 備　　考 |  |

※添付書類　１　会社業務の概要（添付書類様式第１）

　　　　　　２　欠格事項非該当申出書（入会申込用）

添付書類様式第１

　（正・副会員／賛助会員共通）

会 社 業 務 の 概 要

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| １.会 　社 　名 |  | ２.代表者氏名 |  |
| ３.所 　在　 地 | 〒 |
| ４.設 立 年 月 日 | 　年 月 日 | ５.CATV関係業務開始年月日 | 　年　月　日 | ６.資本金 | （万円） |
| ７.ＣＡＴＶ　 関係役員 | 役　職　名 | 氏　　　名 | ８．ＣＡＴＶ関係業務担当部門の名称 |
|  |  | 　　　　　部　　　　　　課　　　　　　係 |
| 　　　　　部　　　　　　課　　　　　　係 |
| ９.協会との　連絡担当者 | 役　職 | 氏　　名 |
|  | 電話 |
| 10.従 業 員 数 |  | 名 | 11.うちCATV関係 業務への従業員数 |  | 　名 |
| 12.建　設　業(電気通信工事業)（施工業者に限る） | 国土交通大臣許可番号（　　　　　－　　　　　） 第　　　　　　　　　　　号 |
| 　　　　知事許可番号（　　　　　－　　　　　） 第　　　　　　　　　　　号 |
| 13.ＣＡＴＶ技術者資格保有者数 | 資格名　　 | 資格名 |
| 名 | 名 |
| 14.13項と同等の技術力を持つ技術者の資格名と保有者数 | 資格名（　　　　　　　　　　名） | 資格名（　　　　　　　　　　名) |
| 15.代表者の略歴 |  |
| 16.会 社 の 沿 革 |  |
| 17.営業種目（丸で 囲んで下さい） | （工事関係）ＣＡＴＶ工事　電気通信工事音響工事　　　電気設備工事防音工事　　　放送設備工事 | （開発・製造関係）ＣＡＴＶ機器　架線金物アンテナ　　　防災機器ケーブル　　　その他 | （販売関係）機器販売システム販売その他 |
| （その他）ケーブルテレビ事業　　　設備保守　　　調査・設計　　　コンサルタント　　　電波障害調査　　　　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 18.前会計年度に　 おける売上高 | 総　売　上　高 | （万円） | ＣＡＴV関係売上高のうち機材売上高 | （万円） |
| うちＣＡＴＶ関係売上高 | （万円） | ＣＡＴV関係売上高のうち工事売上高 | （万円） |
| 備　　　　考 |  |

（注）１　会社業務の概要は、入会しようとする組織について記入すること。例えば支店又は営業所として入会する場合は、その支店又は営業所に関する事項を記入すること。

　　　 ただし、資本金とか売上高等で会社全体のものでないと分からない場合は、全体　　　　のものを記入し、当該欄の余白に全ての識別マークを付すこと。

２　8及び9の欄には、今後、協会と最も関係の深い部門の名称及び連絡担当者を記入

　　　すること。

３　12の欄で知事許可を得ている場合は、その県名をわくの中に記入すること。

４　15，16及び17の欄では記入しきれない場合は、初めから別葉に記入すること。

添付書類様式第５

欠格事項非該当申出書（入会申込用）

 　　年 　　月 　　日

一般社団法人　日本ＣＡＴＶ技術協会

理事長　　　　　　　　　　　 様

所　在　地　〒

会社名　　　　　　　　　　　　　　印

代表者　氏名

以下の欠格事項に該当しないことを申し出致します。

〔欠格事項〕

(1)法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（（同法第２条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であること。

(2)役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていること。

(3)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

(4)役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していること。

―以 上―